

# 動物実験講習会テキスト

平成 22 年度

名寄市立大学動物実験委員会

# 目次

1. 動物実験に関する国内法規等	1
1) 動物の愛護及び管理に関する法律	1
2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準	9
3) 北海道動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）	12
4) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針	13
5) 動物の処分にに関する指針	16
2. 名寄市立大学における動物実験に関する規程など	16
1) 名寄市立大学動物実験に関する規程	16
2) 動物実験における倫理原則	21
3) 動物の苦痛に関する審査基準	22
4) 名寄市立大学動物実験委員会規程	23
3. 動物実験の申請書類など	24
動物実験計画書（様式第1号）	24
動物実験計画（変更・更新）承認申請書（様式第2号）	27
動物実験終了報告書（様式第3号）	28
飼養保管施設設置（新規・更新・変更）承認申請書（様式第4号）	29
実験室設置（新規・更新・変更）承認申請書（様式第5号）	31
施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届（様式第6号）	33
実験動物管理記録	34
実験動物種等及び使用数報告書	35
4. 動物実験計画書の提出にあたって	36
1) 動物実験計画書（新規）の記入上の注意	36
2) 動物実験計画（変更・更新）承認申請書の記入上の注意	37
3) 新規の動物実験計画書提出後、3年経過後の再申請について	37
4) 動物実験終了報告書の記入上の注意	37
5. 動物飼育実験室の利用にあたって	39
1) 動物の入手	39
2) 動物飼育実験室の使用	39
3) 動物死体の処理	40
4) 今後の動物飼育実験室の改善計画	40
6. 講習会（三協ラボサービス㈱ 渡邊敦子講師）資料	41

# 1. 動物実験に関する国内法規等

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年 3 月 30 日北海道条例第 3 号）

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日文部科学省告示第 71 号）

動物の処分に関する指針（平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号）

## 1) 動物の愛護及び管理に関する法律

### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

**第 2 条** 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

**第 3 条** 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

**第 4 条** ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9 月 20 日から同月 26 日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

### 第 2 章 基本指針等

（基本指針）

**第 5 条** 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

1. 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
2. 次条第 1 項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
3. その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（動物愛護管理推進計画）

**第 6 条** 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

1. 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
2. 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

3. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
  4. 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
  5. その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 動物の適正な取扱い

#### 第1節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

- 第7条** 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
  - 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
  - 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

- 第8条** 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

- 第9条** 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

#### 第2節 動物取扱業の規制

（動物取扱業の登録）

- 第10条** 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第25条第1項及び第2項並びに第4節において同じ。）の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
    1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
    2. 事業所の名称及び所在地
    3. 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第22条第1項に規定する者をいう。）の氏名
    4. その営もうとする動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
    5. 主として取り扱う動物の種類及び数
    6. 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているとき

は、次に掲げる事項

- イ 飼養施設の所在地
- ロ 飼養施設の構造及び規模
- ハ 飼養施設の管理の方法

7. その他環境省令で定める事項

(登録の実施)

**第11条** 都道府県知事は、前条第2項の規定による登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

**第12条** 都道府県知事は、第10条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第2項の規定による登録の申請に係る同項第4号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第6号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2. この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3. 第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から2年を経過しない者
4. 第10条第1項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
5. 第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6. 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

**第13条** 第10条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第10条第2項及び前2条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第1項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

**第14条** 動物取扱業者は、第10条第2項第4号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第4号又は第6号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 動物取扱業者は、第10条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から30日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第11条及び第12条の規定は、前2項の規定による届出があつた場合に準用する。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

**第15条** 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

**第16条** 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

1. 死亡した場合 その相続人
2. 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
3. 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
4. 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
5. その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

**第17条** 都道府県知事は、第13条第1項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第19条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

**第18条** 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

**第19条** 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1. 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。
2. その者が行う業務の内容及び実施の方法が第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
3. 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。
4. 第12条第1項第1号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。
5. この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

**第20条** 第10条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

**第21条** 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(動物取扱責任者)

**第22条** 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第12条第1項第1号から第5号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知

事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。)を受けさせなければならない。

(勧告及び命令)

**第23条** 都道府県知事は、動物取扱業者が第21条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第3項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

**第24条** 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び前3条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

**第25条** 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

### 第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

**第26条** 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
2. 特定動物の種類及び数
3. 飼養又は保管の目的
4. 特定飼養施設の所在地
5. 特定飼養施設の構造及び規模
6. 特定動物の飼養又は保管の方法
7. その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

**第27条** 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1. その申請に係る前条第2項第5号及び第6号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
  2. 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
    - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ロ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
    - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第1項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

**第28条** 第26条第1項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第26条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から30以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

**第29条** 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

1. 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
2. その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第27条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。
3. 第27条第1項第2号ハに該当することとなつたとき。
4. この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

**第30条** 第26条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

**第31条** 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

**第32条** 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第27条第2項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

**第33条** 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第5節 動物愛護担当職員

**第34条** 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第24条第1項又は前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

#### 第4章 都道府県等の措置等

（犬及びねこの引取り）

**第35条** 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項（前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

**第36条** 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を收容しなければならない。

3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を收容する場合に準用する。

（犬及びねこの繁殖制限）

**第37条** 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（動物愛護推進員）

**第38条** 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

1. 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

2. 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

3. 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

4. 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

**第39条** 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

## 第5章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

**第40条** 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

**第41条** 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第2項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

**第42条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

**第43条** 環境大臣は、基本指針の策定、第7条第4項、第12条第1項、第21条第1項、第27条第1項第1号若しくは第41条第4項の基準の設定、第25条第1項の事態の設定又は第35条第5項（第36条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第40条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

## 第6章 罰則

**第44条** 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

1. 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

2. 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

**第45条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1. 第26条第1項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

2. 不正の手段によって第26条第1項の許可を受けた者

3. 第28条第1項の規定に違反して第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更した者

**第46条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者

2. 不正の手段によって第10条第1項の登録（第13条第1項の登録の更新を含む。）を受けた者

3. 第 19 条第 1 項の規定による業務の停止の命令に違反した者

4. 第 23 条第 3 項又は第 32 条の規定による命令に違反した者

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

1. 第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2. 第 24 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3. 第 25 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 44 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 49 条 第 16 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料に処する。

第 50 条 第 18 条の規定による標識を掲げない者は、10 万円以下の過料に処する。

附則 省略

## 2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

### 第 1 一般原則

#### 1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

#### 2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

#### 3 周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

### 第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。

(3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

(4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者（研究機関の長等の実験動物の飼養又は保管に関して責任を有する者を含む。）をいう。

(5) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

(6) 実験実施者 実験等を行う者をいう。

(7) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(8) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

### 第3 共通基準

#### 1 動物の健康及び安全の保持

##### (1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、**実験動物の健康及び安全の保持に努めること。**

ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

イ 実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

ウ 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、**実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。**

エ 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、**実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。**

##### (2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、**実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。**

ア 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

イ 実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

ウ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

##### (3) 教育訓練等

管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な**教育訓練が確保されるよう努めること。**

#### 2 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、**施設及び施設周辺的生活環境の保全に努めること。**

#### 3 危害等の防止

##### (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。

イ 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。

ウ 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

エ 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

オ 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(i) 実験動物管理者は、**実験実施者に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。**

(ii) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(iii) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して、実験動物の状況を報告すること。

カ 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

## (2) 有毒動物の飼養及び保管

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。

## (3) 逸走時の対応

管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

## (4) 緊急時の対応

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

## 4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

## 5 実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

## 6 輸送時の取扱い

実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

ア なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

イ 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。

ウ 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全

を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

エ 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

## 7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。

## 第4 個別基準

### 1 実験等を行う施設

#### (1) 実験等の実施上の配慮

実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、**実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。**

## (2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、**実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合**にあつては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、**実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。**

## 2 実験動物を生産する施設

幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとする。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たすこと。

## 第5 準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）に準じて行うこと。

# 3) 北海道動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、道民の動物愛護精神の高揚を図り、**動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに移入動物の野生化を防止することを目的とする。**

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- 二 特定動物 法第26条第1項に規定する特定動物をいう。
- 三 特定移入動物 道外から移入された動物であつて、野生化した場合に北海道の生態系をかく乱するおそれがあると認められるもので、規則で定めるものをいう。
- 四 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

(飼い主の責務)

**第5条** 飼い主は、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚し、その動物の本能、習性等を理解して**適正に飼養**（保管を含む。以下同じ。）することにより、その**健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。**

(飼い主の遵守事項)

**第6条** 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 種類、発育状況等に応じ、**適正にえさ及び水を与えること。**
- 二 本能、習性等に応じた**飼養施設等**を設け、これを適正に維持管理すること。

- 三 ふん、毛又は羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設及びその周辺、公園及び道路等を汚染しないようにすること。
- 四 逸走した場合には自ら捜索し、及び災害が発生して避難する場合には動物を伴う等自己の責任による措置を講ずるようにすること。
- 五 異常な鳴き声、体臭等により人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 六 原則として、離乳前の動物の譲渡は行わないようにすること。
- 七 死亡した場合は、その死体を適正に処置すること。
- 八 逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、法第7条第3項に規定する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めること。
- 九 人及び動物の健康を保持するため、動物と人との間で感染する疾病及び動物相互間で感染する疾病について、その正しい知識を習得し、及び必要に応じてワクチンを接種する等その予防措置に努めること。

**第25条** 次の各号のいずれかに該当する者は、**20万円以下の罰金**に処する。

- 一 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第16条第5項の規定による命令に違反した者
- 三 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第26条** 次の各号のいずれかに該当する者は、**5万円以下の罰金**に処する。

- 一 第11条の規定による通報をしなかった者
- 二 第13条第2項の規定による記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は保管をしなかった者

**第27条** 第14条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、拘留又は科料に処する。

**第28条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 4) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針

文部科学省告示第71号

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針を次のように定める。

平成18年6月1日

文部科学大臣 小坂 憲次前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、**動物愛護の観点**から、適正に行われなければならない。

このため、研究機関等においては、従前から「大学等における動物実験について（昭和62年5月25日文部省学術国際局長通知）」等に基づき、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の整備及びその適正な運用に努めてきたところであるが、今後も生命科学の進展、医療技術等の開発等に資するため、動物実験等が実施されていくものと考えられる。

一方、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）が公布され、動物実験等に関する理念であるいわゆる3Rのうち、**Refinement**（科学上の利用に必要な限度において、**できる限り動物に苦痛を与えない方法**によってしなければならないことをいう。）に関する規定に加え、**Replacement**（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、**できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用**することをいう。）及び**Reduction**（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、**できる限りその利用に供される動物の数を少なく**することをいう。）に関する規定が盛り込まれた。

このような動物実験等を取り巻く環境の変化を受け、研究機関等においては、科学上の必要性のみならず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）の規

定も踏まえ、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

このような現状を踏まえ、動物実験等の適正な実施に資するため、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定める。

## 第1 定義

この基本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 研究機関等 次に掲げる機関であつて、科学技術に関する試験、研究若しくは開発又は学術研究を実施するものをいう。
  - ①大学
  - ②大学共同利用機関法人
  - ③高等専門学校
  - ④文部科学省の施設等機関
  - ⑤独立行政法人（文部科学省が所管するものに限り、独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）
  - ⑥民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（文部科学省が所管するものに限る。）
- (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

## 第2 研究機関等の長の責務

### 1 研究機関等の長の責務

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、2に規定する機関内規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じること。

### 2 機関内規程の策定

研究機関等の長は、法、飼養保管基準、基本方針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。以下同じ。）の規定を踏まえ、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程（以下「機関内規程」という。）を策定すること。

### 3 動物実験計画の承認

研究機関等の長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下すること。

### 4 動物実験計画の実施の結果の把握

研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

## 第3 動物実験委員会

### 1 動物実験委員会の設置

研究機関等の長は、動物実験委員会を設置すること。

### 2 動物実験委員会の役割

動物実験委員会は、次に掲げる業務を実施すること。

- ①研究機関等の長の諮問を受け、動物実験責任者が申請した**動物実験計画が動物実験等に関する法令及び機関内規程に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を研究機関等の長に報告すること。**
- ②動物実験計画の実施の結果について、研究機関等の長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。

### 3 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、研究機関等の長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割

を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮すること。

- ①動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ②実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③その他学識経験を有する者

#### 第4 動物実験等の実施

##### 1 科学的合理性の確保

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施すること。

##### (1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

###### ①代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り**実験動物を供する方法に代わり得るもの**を利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

###### ②実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される**実験動物の数を少なく**すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

###### ③苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその**実験動物に苦痛を与えない方法**によってすること。

##### (2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

##### 2 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮すること。

- ①物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- ②飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。
- ③遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

#### 第5 実験動物の飼養及び保管

動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の**愛護の観点から適切に実施**すること。

#### 第6 その他

##### 1 教育訓練等の実施

研究機関等の長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じること。

## 2 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

## 3 情報公開

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報（例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。

附則

この基本指針は、平成18年6月1日から施行する。

## 5) 動物の処分に関する指針

### 第1 一般原則

管理者及び処分実施者は、動物を処分しなければならない場合にあっては、**処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法**によるよう努めるとともに、**処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。**

### 第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第27条第2項第4項各号に掲げる動物
- (2) 処分動物 対象動物で処分されるものをいう。
- (3) 処分 処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 処分動物の保管及び処分を行う施設並びに処分動物を管理する者をいう。
- (6) 処分実施者 処分動物の処分に係る者をいう。

### 第3 処分動物の処分方法

処分動物の処分方法は、化学的又は物理的方法により、**できる限り処分動物に苦痛を与えない方法**を用いて当該動物を**意識の喪失状態**にし、心機能又は肺機能を**非可逆的に停止**させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

### 第4 補則

1. 処分動物の保管に当たっては、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年総理府告示第28号）、「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」（昭和51年総理府告示第7号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
2. 対象動物以外の動物を処分する場合においても、処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

## 2. 名寄市立大学における動物実験に関する規程など

### 1) 名寄市立大学動物実験に関する規程

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省

告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。) その他関係法令等 (以下「関係法令等」という。) に基づき、名寄市立大学 (以下「本学」という。) における動物実験等に当って執るべき措置について必要な事項を定め、もって本学における動物実験の適正な実施を図ることを目的とする。

(基本原則)

**第 2 条** 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減を図り、適正に実施しなければならない。

(定義)

**第 3 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究、生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 代替法の利用 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- (3) 使用数の削減 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。
- (4) 苦痛の軽減 科学上の利用に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によって動物実験等を実施しなければならないことをいう。
- (5) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
- (6) 実験室 動物実験等を行う実験室をいう。
- (7) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (8) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物 (施設等に導入するために輸送中のものを含む。) をいう。
- (9) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (10) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (11) 動物実験責任者 同一の研究課題名で動物実験等を実施する者のうち、当該動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (12) 管理者 実験動物及び施設等を管理する学部長をいう。
- (13) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する本学の教員のうち、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (14) 飼養者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (15) 動物実験実施者等 動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者をいう。

(適用範囲)

**第 4 条** この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合には、委託先においても、基本指針その他関係法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(動物実験委員会)

**第 5 条** 本学における動物実験等に関し必要な事項について審議又は調査を行うため、名寄市立大学動物実験委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

- 2 前項の委員会の組織及び運営については、別に定める。

## 第 2 章 動物実験等の実施

(学長)

**第 6 条** 学長は、本学における動物実験等の適正な実施について総括管理する。

(動物実験計画の立案、審査、手続き等)

**第 7 条** 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を考慮して動物実験計画を立案し、別紙様式第 1 号による動物実験計画書により学長に申請

し、その承認を受けなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
  - (2) 代替法の利用
  - (3) 使用数を削減するための、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、実験動物の遺伝学的品質及び微生物学的品質並びに飼養条件
  - (4) 苦痛の軽減
  - (5) 苦痛度の高い動物実験等（致命的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。）の設定を検討すること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は更新する場合には、別紙様式第2号による動物実験計画（変更・更新）承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。
  - 3 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書又は動物実験計画（変更・更新）承認申請書の提出を受けたときは、委員会に審議を付託するものとする。
  - 4 委員会は、学長の付託があったときは、当該動物実験等に係る計画が、関係法令等及びこの規程に定める要件を満たしているか否かについて審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。
  - 5 委員会は、審議の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し助言を与え、又は申請内容を修正させる等必要な措置を講ずることができるものとする。
  - 6 学長は、第4項の報告を受けたときは、第1項及び第2項の申請について承認するか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知するものとする。
  - 7 動物実験責任者は前項の承認をうけたときには、管理者に報告するものとする。
  - 8 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を受けた後でなければ、実験を行うことができない。
  - 9 動物実験責任者は、動物実験計画を終了又は中止した場合には、別紙様式第3号による動物実験終了報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（実験操作）

**第8条** 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法、基本指針、飼養保管基準及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 前条第1項の動物実験計画書に記載された事項を遵守すること。
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）については、関係法令等に従うこと。
- (4) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
- (5) 動物実験等の実施に必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、動物実験等に関し豊富な経験を有する者の指導下で行うこと。

### 第3章 施設等

（飼養保管施設の設置）

**第9条** 管理者は、飼養保管施設を設置、変更又は更新する場合には、別紙様式第4号による飼養保管施設設置（新規・更新・変更）承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による承認を受けた飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。
- 3 学長は、第1項の規定による申請があった場合には、委員会に審議を付託し、当該申請に係る飼養保管施設を調査させ、その助言により、承認するか否かの決定を行い、管理者に通知するものとする。

（飼養保管施設の要件）

**第10条** 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造とすること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。
- (6) 実験動物管理者を置くこと。

(実験室の設置)

**第 11 条** 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置、変更又は更新する場合には、別紙様式第 5 号による実験室設置（新規・更新・変更）承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による承認を受けた実験室でなければ、動物実験等を行わせることができない。ただし、この場合においても一時保管による時間を含め 48 時間を超えて行ってはならない。
- 3 学長は、第 1 項の規定による申請があった場合には、委員会に審議を付託し、当該申請に係る実験室を調査させ、その助言により、承認するか否かの決定を行い、管理者に通知するものとする。

(実験室の要件)

**第 12 条** 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

**第 13 条** 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

**第 14 条** 管理者は、施設等を廃止する場合には、別紙様式第 6 号による施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届により、学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、施設等を廃止する場合には、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

#### 第 4 章 実験動物の飼養及び保管

(取扱いの作成と周知)

**第 15 条** 管理者及び実験動物管理者は、管理する飼養保管施設に係る実験動物の飼養及び保管に関し具体的な取扱いを定め、当該飼養保管施設を利用する動物実験実施者及び飼養者に周知させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

**第 16 条** 動物実験実施者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

**第 17 条** 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

**第 18 条** 動物実験実施者等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

**第 19 条** 動物実験実施者等は、実験動物の実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物の健康管理を行わなければならない。

2 動物実験実施者等は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合には、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の動物の飼育)

**第 20 条** 動物実験実施者等は、異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設において飼養又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

**第 21 条** 管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 管理者は、学長に対して、毎年4月末日までに前年度に飼養保管した実験動物の種類及び使用数を記載した報告書を提出しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

**第 22 条** 管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

**第 23 条** 管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに人への危害を防止するための措置を講じなければならない。

## 第5章 安全管理

(危害防止)

**第 24 条** 管理者は、実験動物が逸走した場合における実験動物の捕獲の方法をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加えるおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防並びに当該感染症、咬傷等の発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、人への危害を防止するため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

**第 25 条** 管理者は、地震、火災等の緊急時に講ずる措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

**第 26 条** 学長は、動物実験実施者等に対し、次に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 関係法令等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

## 第6章 自己点検、評価及び検証

**第 27 条** 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者及び動物実験実施者等に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

### 第7章 情報公開

**第28条** 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（この規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検、評価、検証の結果等の公開方法をいう。）を毎年1回公表するものとする。

### 第8章 雑則

（準用）

**第29条** 第3条第8号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（適用除外）

**第30条** 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に産業用家畜とみなされる動物種に限る。）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

（雑則）

**第31条** この規程に定めるもののほか、本学における動物実験等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

### 附則

- 1 この指針は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日に現に本学学長から動物実験実施者に対しなされた動物実験等の承認は、この規程の規定に基づく承認を受けたものとみなす。
- 3 名寄市立大学動物実験指針（平成18年5月10日公布）は廃止する。

## 2) 動物実験における倫理原則

- 1 動物実験に代替する実験方法がない場合にのみ動物実験を行う。
- 2 動物実験においては、生命を用いて実験を行っていることを常に意識し、動物に対して愛情と感謝の気持ちを持って接しなければならない。
- 3 動物が被る苦痛の程度より研究の意義の方が大きいと判断されなければ動物実験を行ってはならない。
- 4 研究目的に適合した動物を実験に使用する。
- 5 実験に使用する動物の数は最小限とする。
- 6 実験者は、動物に対し不必要な苦痛を与えてはならない。不必要な苦痛は、実験成績の信頼性を低下させることにもつながる。
- 7 苦痛を伴う実験においては、苦痛の強さと持続時間が最小となるよう努力しなければならない。
- 8 予想に反して軽減できない重度の苦痛を被っていると推定される場合には、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」に定める処置により、直ちに安楽死処分しなければならない。
- 9 毒性試験、感染実験、悪性腫瘍に関する実験等においては、動物が死に至る前に実験が終了する方法を講じることを目標とする。
- 10 実験手技の検討において、研究者は実験手技の経済性や容易さを基準にするのではなく、動物が被る苦痛が少ない方法を採用すべきである。
- 11 絶食や絶水を行う実験は短時間にすべきであり、動物の健康状態に大きな影響を与えないよう充分配慮する。
- 12 苦痛や病的な影響をきたすような長時間の物理的な保定は、代替できる実験手技がない場合のみ行う。
- 13 重度の苦痛を伴う実験処置を繰り返し行ってはならない。

- 14 学生の指導のため等の理由による既に確立された科学的知識の証明のためだけに、「動物の苦痛に関する審査基準」に示すカテゴリーCあるいはDに該当する実験処置を行ってはならない。
- 15 不必要な繁殖を行ってはならない。
- 16 適正な飼育環境が維持できない場所で動物を飼育してはならない。
- 17 実験が終了した動物は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に定める処置により速やかに安楽死処分し、又は適切に飼育する。

### 3) 動物の苦痛に関する審査基準

#### カテゴリーA: 動物に対してほとんど不快感を与えないと思われる実験処置

- ・実験を行うために、動物をつかんで保定すること。
  - ・あまり有害でない物質の投与あるいは少量採血などの簡単な処置。
  - ・深麻酔により意識のない動物を用いた実験で、処置後に不快感を伴わないこと。
  - ・短時間(24時間以内)飼料や水を与えないこと。
  - ・適切な処置により動物を安楽死処分すること。
- 本カテゴリーに属する実験については、承認することに問題はないと考えられる。

#### カテゴリーB: 動物に対して軽微なストレス、あるいは短時間持続する痛みを伴う実験

- ・麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入する実験。
  - ・フロイントのアジュバントを用いた免疫。
  - ・麻酔状態における外科的処置で、処置後に軽度の不快感を伴うこと。
- 本カテゴリーに属する実験については、ストレスや痛みの程度、持続時間によって、様々な配慮が必要となる。

#### カテゴリーC: 避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験

- ・行動学的実験において、故意にストレスを加えること。
  - ・麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。
  - ・苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。
  - ・苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。
  - ・長時間(数時間以上)にわたって動物の体を保定すること。
  - ・母親を処分して代理の親を与えること。
  - ・攻撃的な行動をとらせ、動物個体を損傷させること。
  - ・麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。
  - ・動物が耐えることができる最大に近い痛みを与えること（動物が激しい苦痛の表情を示す場合）。
- 本カテゴリーに属する実験を行う場合、研究者は、動物に対する苦痛を最小限にするため、あるいは苦痛を排除するために、実験計画を慎重に検討する必要がある。

#### カテゴリーD: 麻酔していない意識のある動物を用いて動物が耐えることのできる最大に近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置。

- ・手術する際の保定のために、麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻酔性薬剤（サクシニルコリン、クラレ様作用を持つ薬剤）を使うこと。
  - ・麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと。
  - ・避けることのできない重度のストレスを与えること。
  - ・ストリキニーネを用いて殺すこと。
- 本カテゴリーに属する実験については、それによって得られる結果が重要なものであっても決して行ってはならない。

## 4) 名寄市立大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名寄市立大学動物実験に関する規程（以下「規程」という。）第5条第2項に基づき名寄市立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、実験責任者に対する指導、助言等を必要に応じて行うとともに、実験責任者から指針に基づき提出された動物実験計画について、指導、助言等を行う。

2 委員会は、指針その他動物実験に関する規則等の制定及び改廃について審議する。

3 委員会は、指針の適正な運用を図るために必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 動物実験に関係する教員 1名

(2) 前1号以外の自然科学系教員 1名

(3) 人文・社会科学系の教員 1名

(4) 学部長 1名

(5) 栄養学科長 1名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 第1項1～3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課が処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

### 3. 動物実験の申請書類など

別紙様式第1号（第7条関係）

申請年月日 平成 年 月 日

名寄市立大学 学長 殿

名寄市立大学動物実験に関する規程第7条第1項の規定に基づき、下記の計画による動物実験の承認を申請します。

#### 動物実験計画書

	氏名		所属・職名・連絡先				講習会受講・動物実験経験年数
動物実験責任者 (教員に限る)	㊟		栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
動物実験実施者 (該当者全員を記入すること)			栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
			栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
			栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
			栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
			栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
			栄養学科	研究室・	TEL(内線):		講習会受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
研究課題							
使用動物	動物種	性別	系統	週齢	匹数	入手先	
	(遺伝的保障) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(微生物学的保障) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
動物実験の目的(目的、意義、価値・期待される成果等について記入)							
(目的)							
(意義・価値)							
(期待される成果)							

は適合項目に■印を付けて下さい。

名寄市立大学動物実験委員会



動物実験委員会の本 実験計画に対する意見 および審査結果	意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、本学における動物実験規程等に適合する。 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、本学における動物実験規程等に適合しない。

審査終了：平成 年 月 日

学長承認	<p>本実験計画を承認する。</p> <p>承認番号：第           号</p> <p>承認期限：平成 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">名寄市立大学 学長 久保田 宏</p> <p style="text-align: right;">承認：平成 年 月 日</p>
------	---

名寄市立大学 学長 殿

動物実験責任者

所属：保健福祉学部栄養学科

職名：

氏名：

Ⓢ

電話（内線）：

名寄市立大学動物実験に関する規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

変更  更新

承認番号 \_\_\_\_\_

**動物実験計画（変更・更新）承認申請書**

変更事項	変更前	変更後
動物実験実施者	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年	氏名： TEL（内線）： 所属・職名：栄養学科 研究室・ 教育訓練受講 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 動物実験実務経験年数 年
実験動物種及び使用数等の変更		
実験方法の変更		
変更理由		

は適合項目に■印を付けて下さい。

名寄市立大学動物実験委員会

※ 備考

研究課題、動物実験責任者の変更及び研究内容の大幅な変更の場合は、「動物実験計画書（別紙様式第1号）」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は、別途遺伝子組換え実験等安全委員会の承認を得ること。

名寄市立大学 学長 殿

動物実験責任者

所属：保健福祉学部栄養学科

職名：

氏名：

㊞

電話（内線）：

名寄市立大学動物実験に関する規程第7条第9項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 動物実験終了報告書

1 研究課題（授業科目）	2 承認番号
3 使用実験動物 (1) 種類： <input type="checkbox"/> ラット <input type="checkbox"/> マウス <input type="checkbox"/> それ以外（ ） (2) 系統・品種： (3) 性別： <input type="checkbox"/> ♂ <input type="checkbox"/> ♀ (4) 数量：（♂： ♀： ） (5) 途中死亡数： 処分数： 生存数：	
4 実験結果 <input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(変更申請書が提出されていること) <input type="checkbox"/> その他	結果概要
5 成果（予定を含む）（得られた業績(例:雑誌論文、図書、工業所有権など)について、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載。必要に応じて別紙に記載。)	
6 実験期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
7 実験終了後の処置方法 (1) <input type="checkbox"/> 麻酔殺： <input type="checkbox"/> バルビツール系 <input type="checkbox"/> エーテル <input type="checkbox"/> その他（ ） (2) <input type="checkbox"/> 物理的安楽死 (3) <input type="checkbox"/> 再利用・ <input type="checkbox"/> 譲渡	
8 特記事項	
9 委員会記入欄	
10 学長記入欄	

□は適合項目に■印を付ける







造の有無等) ※ 更新の場合は、改善点等、変更の場合は変更点等を記入すること。	
5. 委員会記入欄	調査月日：平成 年 月 日  調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 下記の事項を速やかに改善すること。)  <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。  意見等
6. 学長承認欄	承認：平成 年 月 日 本申請を承認する。 承認番号：第                      号 承認期限：                      まで  <div style="text-align: right;">名寄市立大学 学長</div>

※ 添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図



様式（第 21 条関係）

実験動物管理記録（平成 年度）

実験責任者： 所属 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

番号	導入 年月日	動物種	匹数	入手先	使用目的	途中 死亡数	処分 年月日	処分方法

備考（上記に詳細が記載できない場合、記すこと）

様式（第 21 条関係）

報告年月日 平成 年 月 日

名寄市立大学 学長 殿

実験動物種等及び使用数報告書

管理者

所 属：

職 名：

氏 名：

㊟

名寄市立大学動物実験に関する規程第 21 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 対象期間： 年 月 日～ 年 月 日
2. 飼養保管施設名：

動物種別	年間使用数(匹)
マウス	
ラット	
ハムスター	
それ以外の哺乳類	

## 4. 動物実験計画書の提出にあたって

1. 動物実験講習会の受講者であっても、動物実験計画書の提出がなければ動物飼育実験室を使用できません（学生の場合、指導教員が動物実験計画書を提出し、承認をうける）。
2. 新規の実験を開始する場合(すでに別の実験で施設を使用している場合を含む)は、「動物実験計画書」を必ず提出してください。「動物実験計画書」を提出せずに、実験内容を変更することは厳禁です。
3. 「動物実験計画書」の審査には時間を要するので、充分余裕をもって提出してください。また、実験が1年以上継続する場合は毎年更新手続きが必要です。
4. 承認された「動物実験計画書」は、コピーを動物実験責任者（指導教員）から受け取り各自保管してください。

### (記入における注意点)

パソコンで様式に記入してください（様式はe-ラーニングよりダウンロードできます）。記入にあたっては、略号の使用を避けてください。略号を用いる場合、規定する言葉が初出のときに同時に略号を示してください。なお、記載内容に矛盾がないように気をつけてください。

動物実験計画書の作成にあたって、「動物実験における倫理原則」と「動物の苦痛に関する審査基準」を参照してください。

「動物実験計画書」、「動物実験終了報告書」は情報公開の対象になります。個人のプライバシーおよび特許や研究の優先権については保護(非開示)の対象となります。非開示を希望する「語句」がある場合、その語句に赤線でアンダーラインを引いてください。

### 1) 動物実験計画書（新規）の記入上の注意

実験計画が多年にわたる場合、実験の区切りごとに計画書を提出しなおしてください。実施されている動物実験の内容と計画書の内容が一致するように注意してください。計画書の内容と動物実験の内容との間に矛盾が生じた場合、実験の承認を取り消されることがあります。

計画書の書式および記入する欄は変更してはいけません。記入枠が足りない場合、「別紙参照」と記入し、別紙に記入したものを提出してください。ただし、フォントサイズを変えることは問題ありません。

#### 1. 計画書の記入者

教員に限定する。研究全体の責任者とする。

#### 2. 動物実験責任者

教員に限定する。該当する研究課題の実質的な責任者とする。

#### 3. 動物実験実施者

動物実験の実施者、つまり実験者だけでなく、動物の飼育管理をする人、実験補助者など動物実験にかかわる人全員です。本学では、卒業研究生、研究員、本学教員の共同研究者が該当します。なお、動物実験講習会を受講していなければ、計画書に記載することは不可能です。

#### 4. 研究課題

具体的にわかるように示してください。研究課題名が異なる場合、複数の計画書が必要です。

#### 5. 使用動物

複数の動物を用いる場合、わかりやすく記載してください。

#### 6. 動物実験の目的

論文同様、実験の目的、重要性（研究の意義）、現時点の解決しなければいけない研究の問題点、世界的な動向、期待される成果などを記述してください。簡単に書き過ぎると動物実験の必要性が伝わらないため、承認されないことがあります。\*書ききれない場合は、別紙で提出してください。

#### 7. 動物実験方法

動物に与える実験処置を具体的に記述してください。特に動物に与える処置については動物が受ける苦痛

の程度が推測できるよう、実験処置を行う部位、方法などを詳しく記述してください。また、該当する実験の種類をチェックしてください。

- ・実験操作後の生存期間を記入してください（薬剤の投与の場合、最初の投与後の生存期間を記入する）。1匹の動物に複数の実験操作を実施する場合、それぞれ記入してください。
- ・実験で使用する予定の動物の総必要数の算出根拠を具体的（実験群の種類、1群あたりの匹数など）に記入してください。
- ・動物に投与する薬物などの名称はすべて記入してください。

#### 8. 特殊実験区分、動物実験の種類、動物実験を必要とする理由

該当するものがある場合チェックしてください。

#### 9. 想定される苦痛のカテゴリー

「動物の苦痛に関する審査基準」を参照し、当研究課題で実施する実験処置が動物に与えると予想される苦痛を自己評価し、チェックしてください。

#### 10. 動物の苦痛軽減、排除の方法、実験終了後の処置

該当するものがある場合チェックしてください。ただし、エーテルの使用をできる限り減らすようにしてください。

#### 11. 動物死体の処理方法

外部業者に委託する以外、たとえば、死体全体をサンプルとして保存するときなどはその旨を記載してください。

#### 12. 実験実施予定期間

新規の実験期間は3年以内です。1年を越える場合、必ず様式2号の書類によって毎年更新の手続きをしてください。3年を越える実験については3年が経過する以前に新規の動物実験計画書を提出してください。実験内容・方法に変更がない場合にはその理由を必ず添えてください。

#### 13. 動物の飼育場所

研究目的で実験動物を飼育する場合、動物飼育実験室のみです。

#### 2) 動物実験計画（変更・更新）承認申請書の記入上の注意

本申請書は1年を越えて実験を継続する場合、実験に関与する者の変更を確認することが目的です。実験内容に大幅な変更がある場合、新規の計画書を提出してください。

- ・必ず承認番号を記入してください。

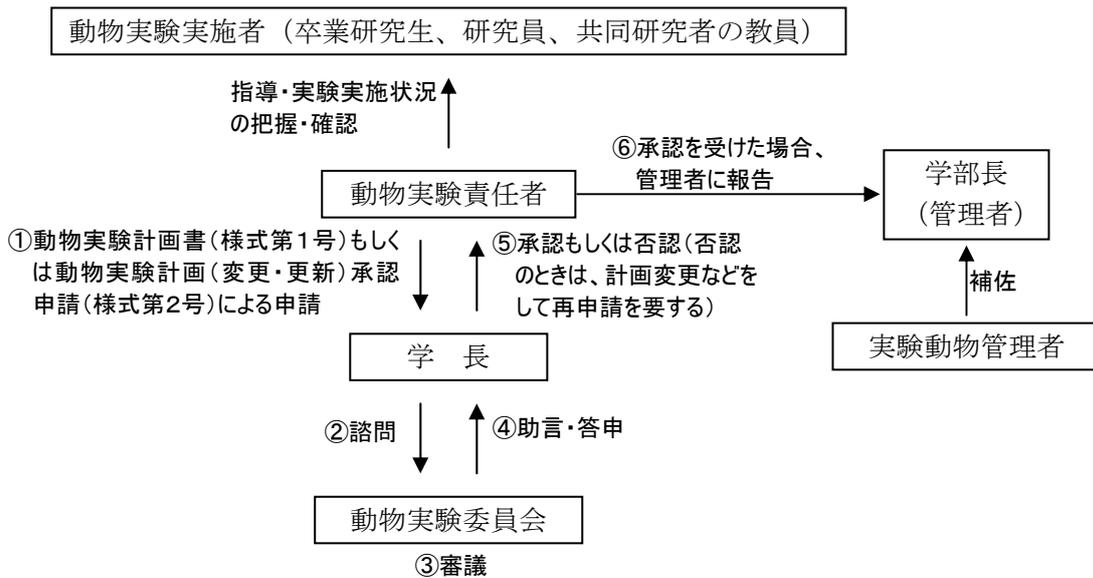
#### 3) 新規の動物実験計画書提出後、3年経過後の再申請について

- ・新規の動物実験計画書提出後3年を経過し、さらに同一目的、同一内容の動物実験を継続する必要がある場合には、新規の動物実験計画書とともに、継続が必要な理由を具体的に記述し、添えてください。
- ・新規の動物実験計画書提出後3年を経過した場合、いかなる理由があっても動物実験計画（変更・更新）承認申請書で申請することはできません。

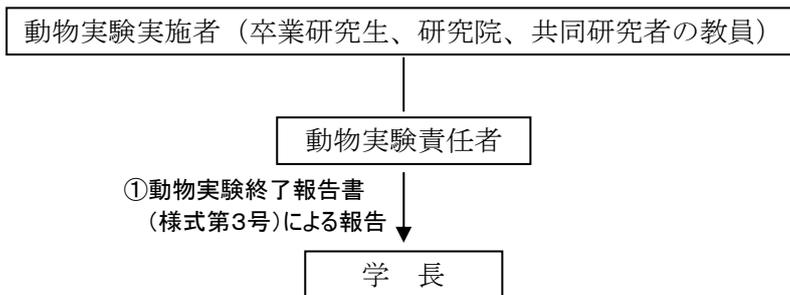
#### 4) 動物実験終了報告書の記入上の注意

- ・計画書と同じ研究課題名、承認番号を記入してください。
- ・成果は具体的に記入し、論文、学会等の発表タイトルなどを記入してください。
- ・枠が少ない場合、別紙にて報告してください。

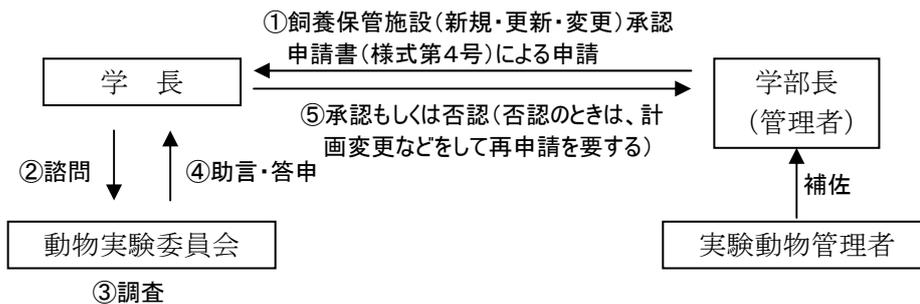
(動物実験計画の新規申請、変更および更新)



(動物実験計画の終了および中止)

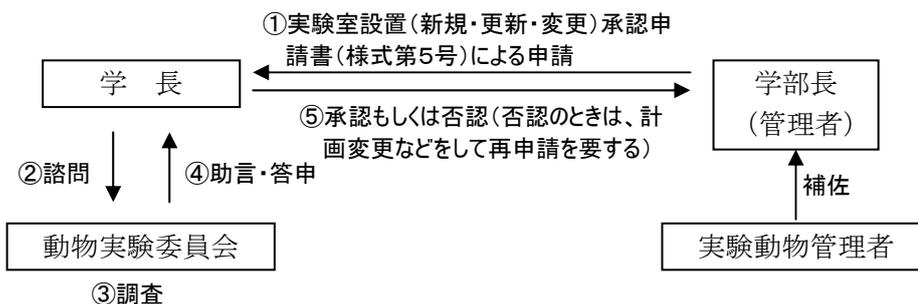


(飼養保管施設の設置・変更・更新)



(実験室の設置・変更・更新)

\* 飼育施設ではありません。動物を一時的(48時間以内)に移動させ動物実験する実験室



## 5. 動物飼育実験室の利用にあたって

動物の入手は、動物実験責任者（指導教員）が責任をもって発注してください。「発注依頼書」の形式は問いませんが、動物実験責任者は各自保管してください。動物飼育実験室の使用にあたってはルールを厳守し、実験機器などを動物実験飼育室（特に飼育室内）に持ち込む場合、実験動物管理者（実験動物管理者 工藤）に事前に確認をしてください。特に飼育室内に持ち込むときには 70%エタノールなどで拭き、衛生面に十分配慮してください。また、動物屍体の処理にあたっては倫理的に取り扱ってください。

### 1) 動物の入手

1. 動物実験責任者（指導教員）が責任をもって発注する。「発注依頼書」の形式は問いませんが、動物実験責任者は各自保管しておくこと。
  - (1) 動物生産業者から入手可能な動物の場合、必ずそこから入手すること。
  - (2) 他施設から分与を受けたり、外国から輸入する場合：その都度実験動物管理者（動物実験委員会委員長 工藤）に連絡、協議してください。その後、研究者が分与、輸入等の手続きを開始してください。なお、マウス、ラットについては SPF 動物、ハムスターについてはクリーン以上の微生物コントロール動物以外は認めない。
2. 入手した実験動物は必ず動物実験責任者（指導教員）が状態を確認し、異常があると思われる場合は、ただちに実験動物管理者（工藤）まで報告してください。\*コントロール食が固形飼料を与えているにも関わらず成長しない場合、実験動物管理者に必ず報告してください。

### 2) 動物飼育実験室の使用

#### （前室の利用）

1. 前室の入口で備え付けの飼育室専用履物（ゴムサンダル）に履き替え、前室に入室する。
2. 前室では各自の白衣を着用する。
3. 前室の扉はできる限り閉める。

#### （飼育室の利用） \* 香水など匂いを発するものは禁止です

1. 動物飼育実験室に入室する際は、飼育室専用白衣を着用する。
2. 入退室リストに名前、所属（研究室名）、入室時刻を記載する。退室時にリストに退室時刻を記載する。
  - ・前室から再度すぐに入室する場合は、最後に退室した時刻を記載する。
  - ・1時間以上を越えて、再入室する場合は、入退室リストに新たに記入してください。
2. 飼育室への入退室時には、手指を除菌石鹸もしくはヒビテンで洗浄し、70%アルコールで消毒する。
3. 飼育室への入退室は静粛におこなう。乱暴な入退室は動物を驚かせ、実験成績に影響を及ぼす可能性がある。もちろん飼育室内でのおしゃべりは極力控える。
4. 飼育室のドアは必ず閉める。開放状態で放置すると空調のバランスがくずれ、実験成績に影響を及ぼす。また、飼育室内外ともに衛生面で不安定となる可能性もある。
6. 飼育室の照明時間は朝7時から夜7時。消灯時間内に入室し照明を点灯させた場合は、必ず退室時に消灯する。点灯状態で放置すると動物の明暗リズムがくずれ、実験成績に影響を及ぼすことがある。
7. 飼育ケージの割り当ては、e-ラーニングの動物飼育実験室の計画表に必ず記載し、場所を確保してください。これに記載した人から優先的にスペースを使用できます。無断でスペースを使用することは厳禁である。
8. 動物の飼育管理（給餌・給水、ケージの洗浄・消毒、汚物処理（床敷交換）、室内の清掃・消毒）は原則として複数の研究室の学生の当番制で行う。
9. 飼育管理に要した経費（動物の死体処理費、ヒビテン、除菌石鹸、飼育室専用白衣等）は、実験動物委員会および栄養学科の予算で負担するが、この予算を超えた分については各動物実験責任者が使用した動物種、動物の大きさ、死亡動物匹数などに応じて負担する。
10. 動物の実験は動物飼育実験室で行うことが原則である。承認された実験室に動物を移動するときは、汚物等が床に落ちないように配慮する。使用後は洗浄して元の位置に戻す。万一汚した場合は、実験者が清掃する。

11. 飼育室には実験器具、薬品等を放置しない。特に、劇毒物、向精神薬は各研究室で厳重に管理する。
12. 実験機器等の関係で、やむをえず動物を動物飼育実験室（前室を含む）外に持ち出す場合は、下記の方法に従う。ただし、一旦持ち出した動物の再入室は原則できない。

#### （その他）

1. 固形飼料、床敷チップ、解剖器具、各消耗品は各研究室で準備する。
2. 他の研究室が所有するものを使用しない。
  - ・動物飼育実験室に備えている備品、消耗品は各研究室の持ち物となっているものがほとんどです。他の研究室の備品や消耗品を使用しないでください。トラブルの元となります。
  - ・備品や消耗品に研究室名を記載しておくこと
  - ・共通で使用可能なものとして、ヒビテン、除菌石鹸
  - ・麻酔薬は各研究室で準備してください（麻酔薬の使用量の管理が今後必要になるため、各研究室で準備し、使用量を管理しておく。）。
3. 動物実験時には、テーブルにシートや新聞紙を敷き、実験前後に台上をアルコール消毒し、衛生的対処をする。
4. 使用にあたっては、火災・事故等のないよう充分注意する。
5. 動物飼育実験室（前室を含む）に実験器具を持ち込む場合、特に飼育室内に持ち込むときは実験器具を70%エタノールで拭くなど配慮する。また持ち込んだ実験器具や薬品等を放置しない。
6. 実験終了時には、室内の清掃・整頓、確認を励行する。
  - ・飼料を電子天秤、台上や床にこぼした場合、必ずきれいに清掃する。
  - ・使用した注射針、注射シリンジは各研究室で保管管理し、必要に応じ外部業者に廃棄を委託する。
  - ・動物の死体等は、必ず決められた場所に収置する。ごみ箱等に捨てることは厳禁である。
  - ・各実験者が清潔・整頓を心掛けることがマナーである。

### 3) 動物死体の処理

1. 動物は、実験開始時に提出した「動物実験申請書」に記載した方法で安楽死させる。死亡を確認しないで収置することは許されない。
2. 動物死体は、下記の方法にしたがって実験者が収置する。
3. 血液のついた手袋、紙、プラスチック容器はすべて同様に収置する。
  - ・注射シリンジや注射針などは決して入れてはいけません。
  - ・共通処理費用を超えた分については、各研究室の使用動物、大きさ、使用匹数に応じて処理費負担する。

#### （動物死体の収置方法）

- ①ビニール袋の破れと体液の漏出を防ぐために、新聞紙等で包む。
- ②ビニール袋に入れ、袋内の空気を充分出して密封する。
- ③動物死体は試薬保管庫に備えてあるフリーザー（大きい方、栄養生化学研究室所有）に収置する。
- ④フリーザーに備えてある「収置記録簿」に必要事項（収置月日、動物種および匹数、自然死・処置死のチェック、所属・氏名）を記入する。

### 4) 今後の動物飼育実験室の改善計画